

表(1) 第2回環境影響評価審査会等からの意見及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
1. 事業計画	1-13 歩道、自転車道、車道は、明確に区別する形で整備できるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路については、自転車の通行区分が明示できるよう整備します。
	1-14 大阪学院大学の敷地が使えなくなり、人口も増えるが、事業完了後に住民が安全に避難できる場所は十分に確保できているのか。	<ul style="list-style-type: none"> 本事業で新たに避難地を設ける計画はありませんが、都市計画道路の整備により、事業計画地外の避難地への良好なアクセスを確保します。
	1-15 里山環境の復元やグリーンインフラの整備と記載されているが、面積が少なく、自然に配慮したまちづくりにはほとんど寄与しないのではないのか。	<ul style="list-style-type: none"> 復元する里山環境は、花が咲き、実がなり、昆虫類や鳥類を呼び込むことができる生物多様性の高い雑木林(狭義の里山)を目標とし、2号緑地(面積約1,800㎡)及び2号公園(面積約2,900㎡の一部)に整備します。 グリーンインフラは、都市計画道路の植栽柵部分や公園・緑地の一部に緑の道、雨庭、保水性舗装等を整備する計画であり、別紙1に示すとおり方針を定め、総合的に取組んでいきます。 本事業は土地区画整理事業であり、公共施設として公園・緑地等を確保する計画です。確保できる面積には限りがありますが、ご理解いただきますようお願いいたします。
	1-16 市としての全体的な計画の中で、緑地をどう位置付けるかを決めておかなければ、他の場所でも農地が減少していく可能性が高いと考えている。	<ul style="list-style-type: none"> 緑被率(樹木や草花等の植物で被われた土地の割合)については、「吹田市第2次みどりの基本計画(改訂版)」(平成28年8月、吹田市)において、「千里山・佐井寺地域の将来目標値」として地域で28%以上を確保することが示されています。本事業においては、事業者が整備できる緑地は公園及び緑地等の公共用地に限られますが、本基本計画の目標に寄与できるよう取組んでまいります。 そのために、「緑地協定等による民地のみどりの確保」(意見1-18に対する見解参照)や地権者が営農の継続を希望される場合の支援を積極的に行ってまいります。
1-17 「里山環境を復元すること等を計画」していると記載するのであれば、その内容(面積や今後の配慮方針等)も記載していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 里山環境の復元に関しては、その内容(面積や今後の配慮方針等)も環境影響評価書に記載します(別紙2参照)。なお、整備面積は、2号緑地の約1,800㎡及び2号公園の約2,900㎡の一部とする計画です。 環境影響評価書案に記載の「里山環境」とは、花が咲き、実がなり、昆虫類や鳥類を呼び込むことができる生物多様性の高い雑木林(狭義の里山)を示していますので、その旨を環境影響評価書に記載します。 	

表(2) 第2回環境影響評価審査会等からの意見及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
1. 事業計画	<p>1-18 緑地に関しては、他の項目に比べて目標が具体化されていない。また、緑地協定について「啓発を行い、誘導を図る」とあるが、事業完了後の開発に伴いシームレスで効力を発揮するようにすべきであり、個々の開発が始まる初期の段階で達成されていないと意味がない。目標を達成するためには、都市緑地法に基づく緑地協定が事業完了までに締結されることが必要と考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業における緑地協定等による民地のみどりの確保については、今後、事業の初期段階に実施する仮換地指定に向けた協議の中で、大規模開発事業者も含めた地権者の意向を伺います。その上で、それぞれの意向や土地利用計画に応じて緑地協定の啓発、誘導を行い、土地利用に反映されるよう努めます。 ・大規模開発事業者に対しては、緑地協定を締結することにより各住区における緑化ルールをそれぞれ決めていただき、自主的なみどりの確保を誘導します。 ・緑地協定では、「保全または植栽する樹木等の種類」、「樹木等を保全または植栽する場所」、「これらの管理に関する事項」等を定めます。市長の認可を受けた緑地協定については、後日、緑地協定区域内の地権者となった人に対してもその効力が及ぶとされており、協定に従い緑地の保全・緑化の推進を行う義務が生じます。なお、吹田市内では、千里丘中、佐井寺、津雲台の3地区で緑地協定が定められており、その協定には、例えば、「緑被率を敷地面積の10%以上とする。」とか「樹木の種類は協定区域内の風土や環境に適する育成管理の容易なもの、さざんか及び常緑樹を主体とする。」などが記載されています。 ・本事業におけるグリーンインフラの取組方針を以下のとおり設定しました。 方針1：公園整備等に自然環境の多様な機能を導入 方針2：多様な主体とのパートナーシップによるみどりのまちづくり“グリーンコミュニティ”の推進 方針3：時間の経過とともに変化する自然環境を踏まえた順応的取組 ・上記方針を基に、別紙1に示すとおり、本事業におけるグリーンインフラの整備計画図を作成しました。 ・「吹田市強韌化地域計画」では、グリーンインフラの位置付けに関する記載はありませんが、雨水貯留浸透機能を持つグリーンインフラは、内水氾濫リスクの低減やヒートアイランド現象の緩和に寄与するものですので、本事業において積極的に採用する方針です。
	<p>1-19 里山や緑地は、民地・公有地の土地所有者や管理者によって実施可能なこと、必要なことが異なるため、きめ細やかな対応を考えてほしい。緑地協定等は手段で、何を実現するのかを明記してほしい。</p>	
	<p>1-20 グリーンインフラは、既存の開発か緑かどちらを取るかということではなく、小規模ながらも緑をインストールすることで多機能をもたらすという思想で展開される概念であるため、次世代型の自然共生街区を造るという本事業のビジョンに繋がる重要な要素である。次回の審査会で提示されるグリーンインフラの計画案に期待している。</p>	
	<p>1-21 吹田市は、吹田市強韌化地域計画を策定している。本計画でのグリーンインフラの位置付けについても、次回の審査会で併せて紹介してほしい。</p>	

表(3) 第2回環境影響評価審査会等からの意見及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
1. 事業計画	<p>1-22 今後の社会全体の大きな方向性として、脱炭素化がある。本事業の環境影響評価書案においても、再生可能エネルギーの活用について記載されているが、具体的な導入目標・方針を教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年2月に策定された吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画では、2050年までに市域の年間温室効果ガス排出量を実質ゼロにするとしています。この目標を達成するために、今後、本市においても一層の再生可能エネルギーの導入拡大と利用促進が必要であると認識しています。まちづくりに当たっては、大規模開発事業者も含めた地権者に対して、吹田市の上位計画に基づいて、再生可能エネルギーの利用を啓発していきます。 ・本事業で整備する公園・緑地、道路に設置する照明機器については、全て省エネルギー型の照明機器(LED照明)を採用します。 ・ただし、公共用地である公園・緑地、道路は、特に夜間の安心・安全を確保する必要があります。そのため、再生可能エネルギーを活用したソーラー式LED照明の導入割合については、「省エネルギー」、「電源の安定性の確保」、「安心・安全」という観点を考慮し、関係部署・機関(公園管理者、道路管理者、警察)と協議を進めていく必要があるため、現時点で具体的な導入目標を示すことは困難です。
	<p>1-23 雨水調整池について、好いたすまいる条例に基づいて集水域を設定していると思うが、容量の8,200m³は地球温暖化等により雨量が増加していることを踏まえて設定しているのか。また、調整池の場所についても高低差を考慮して算出しているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調整池の規模は、吹田市公共下水道の対応目標である「10年確率降雨の1時間当たり50mm程度」ではなく、安威川流域河川における「100年確率降雨である5時間175mm、1時間最大90mm」という基準に基づいて検討していますので、ゲリラ豪雨と言われる都市型集中豪雨に対しても対応できる余裕ある計画となっています。
	<p>1-24 調整池にたまった水はどのような経路でどこに排水するのか。また、何らかの排水処理はするのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調整池に流入した雨水は、分流式下水道(雨水管)に放出します。その後、雨水は、下水道を約1km流下し、他の雨水とともに公共用水域(上の川、高川)に流入します。
	<p>1-25 調整池に流入する道路排水には金属や酸化防止剤が含まれていることが多く、それらが公共水域に流出すると汚染を引き起こす可能性がある。これらの汚染物質は沈砂池では除去できないため、できるだけ公共水域に放流しないよう留意していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地は分流式下水道を採用している区域であるため、処理場での処理は行いませんが、泥溜め、スクリーン等を設置し、土砂やごみが流れ出ないように対策を講じます。

表(4) 第2回環境影響評価審査会等からの意見及びこれに対する事業者の見解

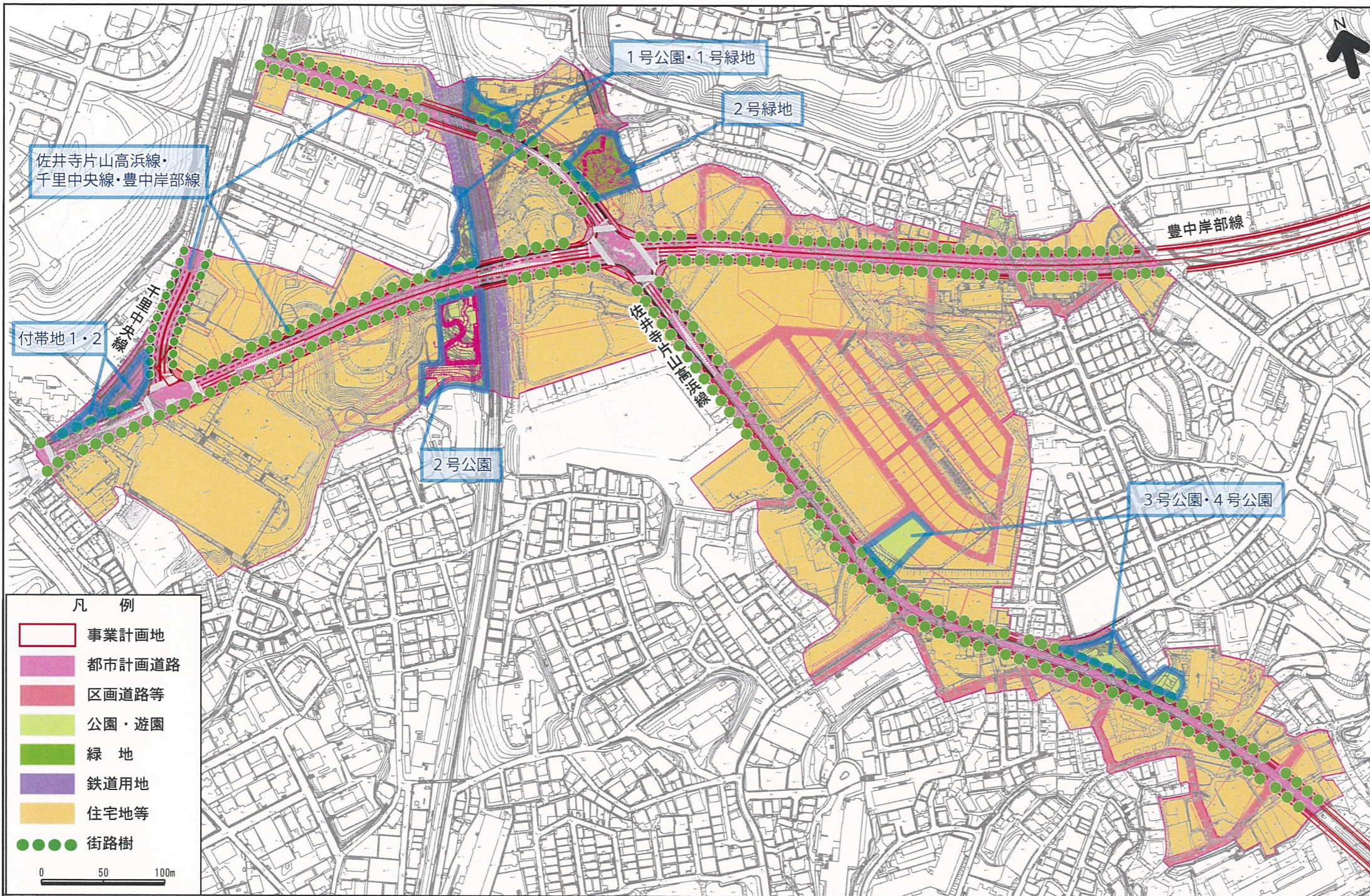
項目	意見の概要	事業者の見解
9. 動物・植物	<p>9-20 ヒメボタルの移動について、既に生息している場所への移動であれば、実施しない方がよい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昆虫類の専門家である大阪府立大学 平井規央教授にヒアリングを行い、動物を移動させる場合、対象種の生息している場所と生息していない場所のどちらに移動させるべきか意見を伺ったところ、現状で生息していない場所には生息していない理由があると考えられるため、生息している場所を選定するのが一般的な考え方であるとの助言をいただいています。 ・また、併せて以下の助言もいただいています。 <ul style="list-style-type: none"> ・環境には受入可能な個体数の容量があるため、移動させてもその場所での生息個体数が増える可能性は低い。 ・人為的な移動は一時的な避難の位置づけであり、移動能力がある種はその場所を起点に移動する（自然に拡散する）可能性がある。 ・地元でヒメボタルの保全活動をしている団体とも協議し、以下の助言をいただいています。 <ul style="list-style-type: none"> ・環境が同一な場所でもヒメボタル生息場所にはばらつきがあるが、その要因は明らかになっていない。ヒメボタルを移動させても移動先で定着させるのは困難である。 ・成功する可能性が低い移動は実施しない方がよい。 ・移動後のモニタリングも容易ではない。 ・以上を踏まえ、事業計画地のヒメボタルについては移動を行わず、環境影響評価書案に記載したとおり、事業計画地外で確認されているヒメボタルの生息環境に対し、夜間照明等による影響を低減する環境取組を実施します。
	<p>9-21 動物の移動先検討調査時に実施した環境 DNA 分析（審査会資料別紙 3-7）について、捕獲調査では確認されているものの環境 DNA 分析で検出されていない種があるのはどういうことか。本資料が一般の人の目に触れる可能性があるのであれば、適切な解説を記載すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境 DNA 分析で検出されていない種のうち、コイの飼育品種は、飼育品種であるかどうかはコイの模様で判断しているためであり、コイ自体は検出されています。また、シマヒレヨシノボリが検出されていませんが、ヨシノボリ類は DNA で種まで同定するのが困難であり、ヨシノボリ属の一種として検出されています。それ以外にも捕獲はされているものの環境 DNA 分析では検出されていない種がありますが、偶発性もあり、必ずしも検出されるとは限りませんので、ご了承いただければと思います。 ・前回審査会資料別紙 3-7 は非公開ですので、一般の方の目に触れることはないのですが、今後、公開する必要が生じた場合は、どこまで公開するかも含め、整理する必要があると認識しています。 ・なお、環境影響評価書案に記載した環境 DNA 分析結果では、「捕獲調査では確認されているものの環境 DNA 分析で検出されていない種」に該当する種はありません。

表(5) 第2回環境影響評価審査会等からの意見及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
9. 動物・植物	9-22 動物の移動先に牛ヶ首池と春日大池が含まれていないが、この2カ所では無理だということか。	<ul style="list-style-type: none"> 牛ヶ首池と春日大池は、池の水際の地形が急に深くなっているため、浅場が少ないため、保全対象種となっている重要種の生息には適していないと考えています。
	9-23 動物の移動先に菩提池と垂水上池公園が選定されているが、（ミシシッピ）アカミミガメが多く生息していると捕食されるなどの影響は考えられないか。	<ul style="list-style-type: none"> ミシシッピアカミミガメが多く生息している場合、捕食される等の影響は考えられます。ある程度の大きさがある池でミシシッピアカミミガメが生息していない場所を選定するのは難しいと考えていますが、改めて検討を進めてまいります。
	9-24 近隣の千里緑地第4区では市指定の天然記念物であるヒメボタルが生息しており、自然地形の残る当地においても生息の可能性が高いことから生息の有無と保存について協議をお願いいたします。	<ul style="list-style-type: none"> ヒメボタルは、環境影響評価書案で示しているとおり生息が確認されています。保存については、9-20の意見に対する事業者見解で示すとおりです。
11. 緑化	11-5 別紙3-6の図は里山環境には程遠いため、樹種等を考慮していただきたい。特に低木については、再検討いただきたい。ササは維持管理が容易ではないため、導入しない方がよいと考える。具体的に検討する際には、様々な専門家の意見を取り入れ、委員会を設立するなどして検討していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 前回審査会資料別紙3-6に記載している樹種は事業計画地内に生育している樹種を挙げていますが、里山環境とは異なるのご意見を踏まえ、見直しました（別紙2参照）。 ササについては、積極的に導入しないこととし、年間2回の草刈り管理の際に除伐を行います。 武田委員、吉田委員のご意見に加え、環境動物昆虫学の専門家である大阪府立大学 平井規央教授のご意見も踏まえて、花が咲き、実がなり、昆虫類や鳥類を呼び込むことができる生物多様性の高い雑木林（狭義の里山）の復元を目標とし、検討を進めていきます。
	11-6 2号緑地はホットスポットの場所に位置しているが、現状の地形を残すことはできないのか。	<ul style="list-style-type: none"> 2号緑地は、都市計画道路を建設するために14～15m程度、地盤を切り下げる必要があるため、現在の地形をそのまま残すのは困難です。
14. 文化遺産	14-2 当該地は現状では周知の埋蔵文化財包蔵地ではありませんが、旧地形が良好に残る部分もあることから、その埋蔵文化財の取り扱いについて、今後も引き続き協議をお願いいたします。	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財の取扱いについて、今後も引き続き協議を進めていきます。

表(6) 第2回環境影響評価審査会等からの意見及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
15. 交通混雑、交通安全	<p>15-6 南千里駅前交差点について、本事業の実施に伴い自転車の交通量がかなり増加すると思われるが、交差点交通量は円滑に処理できるという計算結果になっている。これは本当に大丈夫なのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 南千里駅前交差点は、信号サイクルが130秒であり、1サイクル当たりの自転車・歩行者通行量は交差点東側横断歩道で最も多く、26～32人程度と推計されます。交差点需要率の予測では、自転車を含む横断歩行者による自動車交通への影響が大きくなるように、横断歩行者によってその青信号時間のうち左折車の通行が低減する割合（低減率）を厳密に求めており、北側流入部の左折専用車線については0.61という大きい値を設定しています。 これらの低減率以外に、歩行者用青信号が終了した後、自動車用青信号が10秒設定されていること等を計算条件として、交差点需要率や交差点の流入部別車線別の混雑状況を予測した結果、交差点需要率は0.434～0.496、車線別混雑度は0.081～0.793で、交通処理能力が流入交通量を大幅に上回っており、交差点各流入部の交通量が円滑に処理できるものと考えます。
	<p>15-7 資料2表2(11)15-3の意見に関連して、資料2別紙2-3の中でも「発生交通量」と記載されている箇所があります。おそらく「発生集中交通量」かと思いますが、正しく使い分けるようにしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘のとおり、資料を修正します。
16. 事後調査	<p>16-2 動植物の事後調査は、ギンラン、タシロランに限定せず、最低5年は実施していただきたい。</p> <p>16-3 移植した動植物の事後調査は、生息・生育確認するだけで大規模な予算は不要であるため、市としてぜひ実施していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 動植物・生態系の調査については、移動・移植後、3年間のモニタリングを実施し、ギンランについては3年間では判断が難しいことから、5年後を目途に再調査を行うことを予定しています。 モニタリング結果は、事後調査報告書に記載し、毎年、市長に提出します。 3年間のモニタリング結果をとりまとめて報告した結果、4年後及び5年後の調査が必要と判断される場合は、4年後以降の調査実施を検討します。



グリーンインフラの取組方針

- 方針①**
公園整備等に自然環境の多様な機能を導入
- 方針②**
多様な主体とのパートナーシップによるみどりのまちづくり
"グリーンコミュニティ"の推進
- 方針③**
時間の経過とともに変化する自然環境を踏まえた順応的取組

グリーンインフラ整備内容

道路空間	歩道 : 緑の道 植樹柵 : 雨庭
公園緑地	・雨庭 ・保水性舗装

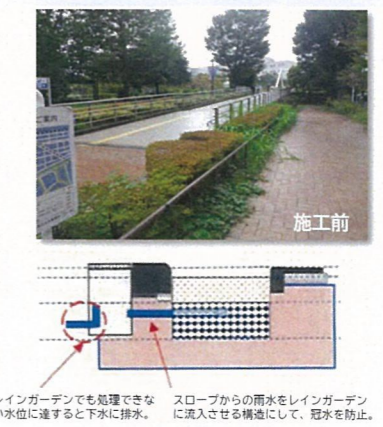
期待できる効果

- ・雨水貯留浸透
- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・緑陰の創出
- ・生物の生息・生育の場の創出

緑の道・保水性舗装



雨庭



里山環境（雑木林）の復元の内容及び方針

【2号緑地】

面積：約1,800㎡

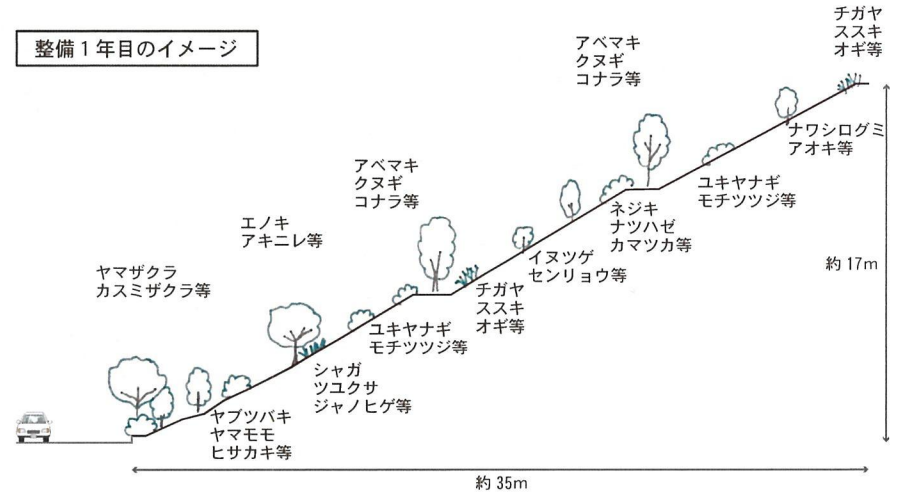
整備方針：花が咲き、実がなり、昆虫類や鳥類を呼び込むことができる生物多様性の高い雑木林を整備する。

留意事項：・原則として、現地調査で確認された種（外来種を除く）を導入する。

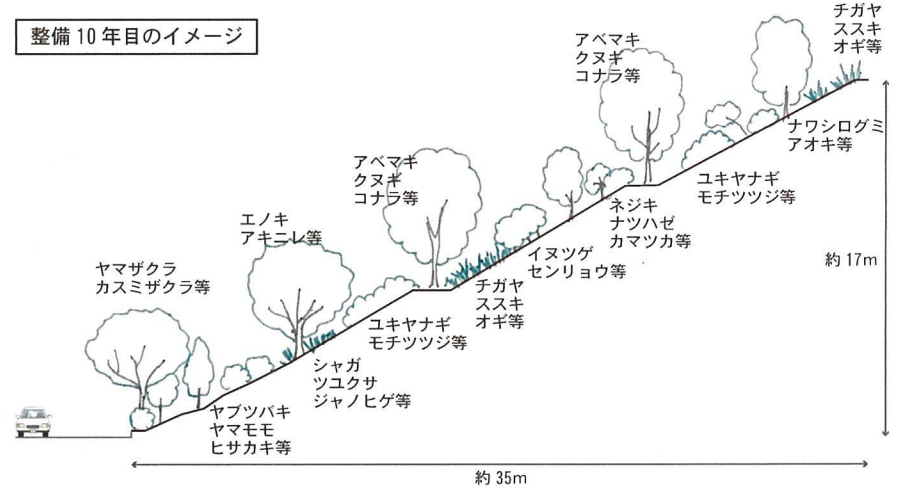
- ・植栽密度が高ならないよう留意する（植栽直後はみどりがまばらな状況であるが、密度が高いと導入個体が水分不足で枯死するため）。
- ・植栽直後は水分不足による枯死に留意し、適宜散水等を実施する。
- ・維持管理は、年に2回の草刈り管理を主とするが、草刈りだけではなく、導入していない種や繁殖力が強い外来種が確認された場合は除去するなど、適切な維持管理を実施する。



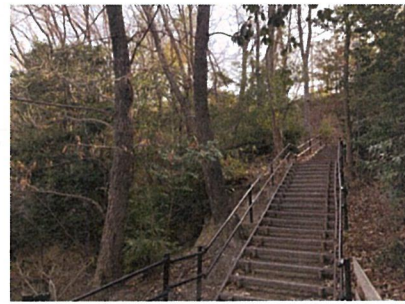
整備1年目のイメージ



整備10年目のイメージ



将来のイメージ写真 (吹田市 長野公園の写真)



(注) 本案は事業者案です。今後、具体化に向け、管理者協議を行うことにより、変更が生じる場合があります。

【2号公園】

面積：約2,900㎡

整備方針：花が咲き、実がなり、昆虫類や鳥類を呼び込むことができる生物多様性の高い雑木林を整備する。

留意事項：・原則として、現地調査で確認された種（外来種を除く・2号緑地と同様の種）を導入する。

- ・植栽密度が高ならないよう留意し、植栽直後は適宜散水等を実施する。
- ・維持管理は、年に2回の草刈り管理を主とするが、草刈りだけではなく、導入していない種や繁殖力が強い外来種が確認された場合は除去するなど、適切な維持管理を実施する。
- ・特に、せせらぎや水たまりに植物が繁茂して流れがなくなることはないよう配慮する。
- ・水域に外来種（アメリカザリガニやカダヤシ等）が持ち込まれることのないよう、生物の持ち込み禁止を周知する看板等を設置する。



将来のイメージ写真



(注) 本案は事業者案です。今後、具体化に向け、管理者協議を行うことにより、変更が生じる場合があります。